

特記仕様書

1. 業務件名

廃棄物響灘東護岸築造における船舶安全管理業務委託（8）

2. 業務概要

響灘東地区処分場整備事業に係る工事中の航行安全対策については、平成28年度の「響灘東地区処分場整備に伴う航行安全対策調査専門委員会」報告書にて取り纏め、平成29年度の着工以降、委員会で示された安全対策を尊守し、事業の進捗を実施してきた。

令和4年度には上記事業の進捗状況や響灘地区周辺で実施予定の海上工事を踏まえ、「響灘東地区処分場整備に伴う航行安全対策調査専門委員会」を再び開催している。現況に沿った航行安全対策について再度検討し、報告書にて取りまとめていることから、令和4年度の委員会報告書に基づき、令和8年度の航行安全に係る船舶安全管理業務委託を実施するものである。

3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4. 総則

本業務委託は、「北九州市契約規則」、「北九州市測量・調査・設計業務共通仕様書」、設計図書及び本特記仕様書により実施するものとする。

5. 業務内容

・航行安全管理業務

- (1) 一般船舶に対する工事作業情報の一元的な周知・提供に関すること。
- (2) 工事作業の予定及び実施情報の随時収集と整理に関すること。
- (3) 「統括安全管理組織」との緊密な情報の連携と維持に関すること。
- (4) 船舶運航者、船舶代理店等からの入出港船舶動静情報等の収集・整理・管理に関すること。
- (5) 既得入出港船舶の動静情報等とリアルタイム動静情報の遅速確認に関すること。
- (6) 海域利用船舶と運行調整が必要な場合には、運行調整の要否の分析、同分析結果の安全管理組織への情報伝達に関すること。必要に応じ、安全管理組織からの依頼による運行調整の協力依頼の伝達に関すること。
- (7) 既得情報の更新と安全管理組織への提供に関すること。
- (8) 気象海象情報等を考慮した作業船および航行船舶の安全な運航等に関する検討および安全管理組織への情報伝達と助言に関すること。
- (9) 海難事故等緊急時の情報収集と、関係者への伝達および海難事故情報の分析に関すること。
- (10) その他、作業船および海域利用船舶の安全に係る情報に関すること。

6. 提供資料

- ・「響灘東地区処分場整備に伴う航行安全対策調査専門委員会」報告書

令和5年3月

7. 成果品

報告書はA4サイズで1部作成し、電子データ（CD-R；1枚）を合わせ提出すること。

8. その他

本特記仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。